

令和7年度第2回木更津市公平委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年8月29日（金） 午後3時00分から午後3時20分まで
- 2 場 所 等 木更津市役所駅前庁舎8階 入札室
- 3 出席者 〔委員〕 渡邊委員長、露崎委員、川名委員
〔事務局〕 内田書記長、渡辺書記、岸書記

4 議 題

「職員団体登録事項変更届」の審査について

5 概 要

（内田書記長）

ただいまから令和7年度第2回木更津市公平委員会会議を開催いたします。開催にあたりまして、委員長からご挨拶いただき、公平委員会規則に基づき、委員長の進行で議事を進めて参りたいと存じます。それでは渡邊委員長よりお願いいたします。

（渡邊委員長）

お疲れ様です。委員長の渡邊です。皆さん大変お暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。川名委員におかれましては、今日で最後の公平委員会議となるかと思っておりますがよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、進めさせていただきます。公平委員会は、地方公務員法により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること等とされております。

本日の議題は、「職員団体登録事項変更届」の審査でございます。

早速、議事に入りますが、まず、「会期の決定」及び「議事録署名人の選出」をお諮りいたします。会期は1日、議事録署名人は本日出席の委員全員でよろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。ご異議が無いようですので、そのように決定します。

では、本日の議題の「職員団体登録事項変更届」の審査についてですが、事務局からご説明をお願いいたします。

（渡辺書記）

公平委員会書記の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

では本日の議題、「職員団体登録事項変更届」の審査について、ご説明させていただきます。

令和7年8月12日に木更津市役所職員組合から、職員団体登録事項変更届が提出されました。本日は、この届出の審査をお願いするものでございます。職員団体は、地方公務員法53条1項の規定に基づき、条例で定めるところにより、公平委員会に登録を申請することができ、木更津市役所職員組合は、既にこの登録をしている団体でございます。当該登録をした団体は、規約の変更や申請書の記載事項の変更があったときは、地方公務員法53条9項の規定により、公平委員会に届け出をしなければならず、公平委員会は、届け出の内容が法律の規定に適合するときは、条例で定めるところにより、届出書の記載事項を登録するとともに、職員組合にその旨を通知しなければならないとされております。それでは、「登録事項の変更」について、資料の3ページをご覧ください。

まず、変更届事項は、職員組合役員の改選に基づくものであり、条例の規定による届出事項の「理事その他の役員の氏名、住所及び職名」に該当するものであります。

変更届期日は、条例に「その事由が生じた日から、10日以内に、公平委員会に書面をもって届け出なければならない」との規定があり、投票日が、8月8日で、届出日が8月12日であることから適正であります。

提出書類につきましても、必要な書類を法令に規定されている様式を使用して提出されております。

通知期限は、「届出を受けた日から30日以内に、結果を通知しなければならない。」との規定があります。今回の届出は、8月12日になされておりますので、本日の会議の審査結果を通知することにより、期限は遵守されます。

提出された登録事項の変更内容が適正に処理されているかの審査であります。第1に、地方公務員法53条3項については、職員組合同約30条に同法に遵守した規定を設けており、その手続きにより、役員が決定されております。具体的に申し上げますと、投票者総数は442名であることから、過半数は222名であり、役員の得票数はすべてこの過半数を超えていることが、役員選出証明書から確認できます。

第2に、地方公務員法52条3項及び53条4項についてですが、この規定は、職員組合が適正な職員で組織されているかの審査であり、消防職員及び管理職員等の範囲を定める規則に規定されている職員は、ここにある組合員名簿で除かれていることを確認いたしました。続いて、変更のあった役員でございますが、変更のあった役員のみ紹介させてい

たきます。書記長が、財務部財政課主任主事米澤聡史さんから福祉部生活支援課主事坂井優太さんへ変更となっております。書記次長が福祉部生活支援課主事坂井優太さんから都市整備部土木課主任技師鈴木真之介さんへ変更となっております。執行役員が、こども未来部こども保育課保育士永井優安さん、企画部シティプロモーション課係長伊藤義匡さん、健康づくり部保険年金課事務員吉田桃菜さん、企画部企画課技師高梨天馬さん、企画部企画課係長横山和之さんから都市整備部土木課技術員久我斐斗さん、健康づくり部保険年金課主任主事鈴木勝貴さん、都市整備部住宅課主任主事菊池界さん、福祉部障がい福祉課事務員時田翼さん、こども未来部こども保育課主任保育士安藤幸恵さんへ変更となっております。監査委員が経済部農林水産課副主幹佐藤孝行さんから総務部危機管理課主事中山歩夢さんへ変更となっております。なお、資料の8ページ木更津市役所職員組合規約28条役員の種類につきましても、規定の範囲内であることを確認いたしました。「登録事項の変更」に係る説明は以上です。資料1ページへお戻りください。本日の議題である登録事項の変更について、本日の会議で承認されれば、本日の会議結果を、案1により、職員組合に通知し、資料2ページの案2により登録簿に登録したいと存じます。事務局からの説明は以上でございます。

(渡邊委員長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明にご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。

(渡邊委員長)

ちなみに今、職員組合はどのような活動をしているのでしょうか。

(渡辺書記)

職員厚生組合から委任された事業として、旅行・レンタカー助成事業や職員の勤務条件についての団体交渉などを行っております。

(渡邊委員長)

団体交渉は定期的に行っているのでしょうか？

(渡辺書記)

年2～3回ほど行っております。

(渡邊委員長)

ご説明ありがとうございます。

一部分音声データなし

(渡邊委員長)

はい、ありがとうございます。他にご質問とかご意見などある方いらっしゃいますでしょうか。特になければ、公平委員会での承認ということにさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

はい、皆様ご承認いただきましたのでこの件は承認ということで、よろしく願いいたします。議事としては以上ということで終了させていただきます。

本日の公平委員会は、以上で締めさせていただいてよろしいですかね。
では皆様、本日もお疲れ様でした。

上記会議録を証するため、下記署名をいたします。

令和7年8月29日

委員長 渡邊 秀孝
委員 露崎 和夫
委員 川名 與木子